

論文

WTOの環境に関わる貿易 ルールの検討（その1）

岩田伸人

キーワード

多角的環境協定 (MEAs), 貿易と環境, GATT第20条, 環境と貿易に関する委員会 (CTE), 生産の工程および生産方法 (PPMs).

農業に関する協定, SPS協定, TBT協定, TRIM協定, SCM協定, GATS, TRIPS協定, 生物の多様性に関する条約, モントリオール条約, ISO, WIPO, UPOV

目次

1. はじめに
2. 本研究の目的
3. GATT/WTOの環境問題
4. 環境問題のレベル
5. 貿易と環境に関わる委員会 (CTE)
6. 製品の工程および生産方法
7. 農業協定の環境関連規定
8. SPS協定の環境関連規定
9. TBT協定の環境関連規定
10. TRIM協定の環境関連規定
11. SCM協定の環境関連規定
12. GATSの環境関連規定
13. TRIPS協定の環境関連規定
14. 結びにかえて

1. はじめに

GATT (General Agreement on Tariffs and Trade) の下で催された多角的貿易交渉であるウルグアイ・ラウンドは、1993年12月の最終合意により妥結し、翌1994年4月、WTO協定が成立した。そして翌1995年1月1日に発足したのが世界貿易機関 (World Trade Organization: 以下「WTO」と呼ぶ。) である。

WTOに託された当面の国際貿易上の課題は、「貿易と環境」「貿易と投資」「貿易と競争」「貿易と労働基準」および「地域統合」の5つである。中でも「貿易と環境」については、GATTでのこれまでの議論を踏まえて1996年末の第1回WTOシンガポール閣僚会議で、一応の方向性が明らかにされると見られていたが、問題の大きさゆえに先進国の間でも意見の一致が見られないまま結局、先送りとなった。さらに「貿易と環境」（あるいは「環境問題を伴う貿易紛争」）を検討する際に必要不可欠なはずの、WTOと多角的環境協定（以下「MEAs」）とのすり合わせも、ようやく始まったばかりの段階である¹⁾。

2. 本研究の目的

1948年発足以来、約50年間続いた従来のGATTは、「1994年のGATT」と呼称されてWTOに取り込まれた。新たなWTOの下では、従来のモノ (goods) に加え、サービスと知的所有権 (知的財産権) が自由・無差別貿易ルールの対象となった。

同時に、「環境」または「環境問題」とほとんど無縁な存在と思われていたGATT/WTOは、今後も基本的に自由・無差別な貿易の維持拡大を大前提とすることに変わらないものの、その前文に、環境の保全を妨げるような自由貿易は許されるべきでないことが明記された²⁾。環境の維持・保全なくして貿易の持続的な発展はあり得ないことがWTO加盟国間の共通認識となったのである。

本研究の目的は、WTO諸協定の中で、環境上の配慮が、どのような分野でどの程度なされ得るかを検討することである。

3. GATT/WTOの環境問題

WOTで環境への配慮が意識されているにもかかわらず「環境」(environment) そのものの定義は、旧GATT及びWTOのいずれにおいてもなされていない。

1994年まで続いた旧GATT（以下「1994年のGATT」と略記）では、暫定措置としてGATT第20条（一般的例外）を環境に関わる規定とみなしてきた。WTOでも基本的にはこれを踏襲しているが、WTO下の各協定の中で更に若干異なる規定を置いている。例えば、SPS協定によれば、WTO加盟国が貿易に関わる衛生植物検疫措置をとる場合には、1994年のGATT第20条(b)「人、動物または植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」を適用するとしている（SPS協定の前文参

照)。その際 GATT 第20条の下で輸入制限をしようとする締約国は、いかなる理由であれ無差別原則を守らねばならないとしている。GATT 第20条(i)参照。

ただし WTO 加盟国が、この無差別原則を遵守しないで輸入制限措置を実施する場合には、WTO 協定の第9条に記されたウェイバー規定に基づいて加盟国の3/4以上の賛成があった場合にのみ原則1年単位で(毎年のWTO閣僚会議の審査を受ける条件で)実施できるとされる。しかし、地球規模で発生する貿易・環境問題に対処するには、ウェイバー規定があまりにも短期間しか有効でないためにその効果は期待できないとする意見が一部のWTO加盟国から出されている³⁾。

4. 環境問題のレベル

環境問題がWTOの貿易ルールとどのような関係にあるかを考える際には、当該の環境問題が「国内レベル」と「越境レベル」のいずれに該当するのかをまず問わねばならない。

例えば、自国産の有害物質を含む野菜が、自国内市場のみで販売されている段階(国内レベル)では、貿易と関係がないのでWTOルールの対象とならない。WTOとの関わりが発生するのは、この野菜が隣国に輸出される段階(越境レベル)においてである。さらにその野菜を隣国政府が輸入禁止にするかどうかは、隣国が独自に設けている食品安全基準によって判断される。また、その隣国がWTO非加盟国である場合、WTOルールは適用されない。

5. 貿易と環境に関する委員会 (CTE)⁴⁾

貿易と環境に関する委員会 (Committee on Trade and Environment : 以下「CTE」と略記) は、WTOの発足と同じ1995年1月に、WTOの一般理事会 (General Council) によって創設された。CTEでは、環境の保護 (protect)・保全 (preserve) への配慮に関わる問題が検討され、その結果はWTOの最高意志決定機関であるWTO閣僚委員会へ提出される (CTE設置後の第一回目の報告書が、WTOの第一回シンガポール閣僚会議に提出された。)。1996年7月18日現在、CTEへの出席資格は全てのWTO加盟国に与えられている。さらにオブザーバーの資格で、国連 (UN)、国連貿易開発会議 (UNCTAD)、世界銀行 (WB)、国際通貨基金 (IMF)、国連環境計画 (UNEP)、国連開発計画 (UNDP)、持続的開発のための委員会 (CSD)、国連食糧農業機構 (FAO)、国際貿易センター (ITC)、経済協力開発機構 (OECD)、欧州自由貿易連合 (EFTA)、国連工業開発機構 (UNIDO)、関税協力理事会 (WCO)、国際標準化機構 (ISO) の14の政府間組織 (intergovernmental organizations : IGOs)・非政府間組織が参加している。

よってCTEで討議された貿易と環境に関する情報は、地球規模の環境問題の解決

に関わる上記の多角的環境協定（MEAs）・国際機関にも報告されていることになる。

6. 製品の工程および生産方法（Processes and Production Methods : PPMs）

GATTが発足した1948年からWTO発効直前の1994年末まで、自由・無差別貿易の維持・拡大を目的とするGATTルールの対象は、貿易可能財（tradable goods）のみとされ、その貿易可能財の生産工程は、GATTの管轄外（extrajurisdiction）であるとして、自由無差別な貿易ルールの対象から外されてきた。つまり、生産方法や生産工程が環境汚染型であっても、生産された財そのものが無害で、かつ自由・無差別原則に沿って貿易されるならば、GATTのルールに違反しないとされてきたのである。この分脈からすれば、途上国（中国）が該当商品を低価格で輸出できるのは労働者の雇用条件が未整備であるためとして当該商品を輸入しないとする先進国（米国政府）の主張は、GATTの管轄を越えて、相手国の内政にまで干渉するものであった。

しかし、WTO発効後は財の生産工程および生産方法もWTOルールの対象となる傾向が強まると考えられる。

その根拠のひとつは、WTO諸協定の一つであるTBT協定（「貿易の技術的障害に関する協定」）の前文で、「国際規格（international standards）…の発展を奨励することを希望する…」と明記され、この国際規格が製品の生産工程の品質管理を定めたISO（国際標準化機構）を指していることにある。ISO基準は“任意規格”であるにもかかわらず、EU（欧州連合）およびEU向け輸出に積極的な日本企業や南米企業にとっては、既に実質的な“強制規格”となっているのが現状である。

GATT/WTOの管轄分野

- | |
|--|
| ・ 過去（GATT時代）…貿易可能財（tradable goods） |
| ・ 現在（WTO発足時）…貿易可能財，サービス，知的所有権 |
| ・ 将来 …貿易可能財，サービス，知的所有権，製品の工程および生産方法 |

7. 農業協定の環境関連規定

1) 協定の前文

WTOの「農業に関する協定（Agreement on Agriculture）」（以下「農業協定」）の前文には、公正で市場指向型農業の貿易体制（fair and market-oriented agricultural trading system）を確立し、助成及び保護に関する約束、並びにGATT・ルールのより効果的な運用の確立を通じて、改革を進めることを長期目標とするこ

と、及びその際に食糧安全保障 (food security) や環境保護の必要性などの非貿易的措置に配慮することが明記されている (農業協定, 前文を参照)。

すなわち, 自由・無差別貿易を大前提とする WTO の下では, 農業もまた例外ではないことが明確にされたのである (GATT 時代には, 工業品と農産物が国際貿易の上で区別されており, 農産物は工業品ほどに自由・無差別原則が適用されていなかった)。ただし, WTO では環境保護と食料安全保障を目的とする場合には, 一定の条件付きで自由・無差別原則の対象から除外しうることになった。「環境」という用語および環境保護という概念は, WTO 以前の GATT の条文には存在していなかった。

2) 環境関連の規定

このように, WTO の農業協定では市場指向型農業の貿易体制をめざすとしながら, 特に環境への配慮を明記している点が重要である。農業協定の中で, 環境関連の規定は, 同附属書二⁵⁾に2箇所所見することができる (下記)。

第一は, 附属書二 (国内助成) 2 (一般的な役務) の (a) 研究, (b) 有害動植物及び病疫の防除, (e) 検査に関する役務, (g) 基盤整備に関する役務, 第二は, 同附属書二の12 (環境に係る施策による支払い) である⁶⁾。

特に上記の (g) では, 一定の条件付きで「環境に係る施策に関する基盤整備事業」は国内助成の削減対象にならない (即ち, 環境に関連した補助金交付は WTO 違反とならない) とされる。

8. SPS 協定の環境関連規定

1) SPS 協定における環境の捉え方

SPS 協定 (Agreement on the Application of Phytosanitary Measures: 衛生植物検疫措置の適用に関する協定) は, 全部で14の条文と, 3つの附属書 (A: 定義, B: 透明性の確保, C: 管理, 検査, 承認の続き) から構成される。SPS 協定の主旨をその前文から, 環境との関係で整理すれば次の5点に要約される。

第一は, 人, 動・植物の生命・健康を保護することを目的とした措置は, “国際貿易の擬装的な制限” とならないよう実施されるべきことである。同様の主旨は TBT 協定 (貿易の技術的障害に関する協定) および GATS (サービスの貿易に関する一般協定) のいずれの前文にも見ることができる。

第二は, 衛生植物検疫措置 (下記) が貿易に与えるマイナス効果 (negative effects) を最小限にするために, 国際的な基準を設けることが望ましいことである。

ここで言うマイナス効果とは, 国によって衛生植物検疫措置の基準が異なったり, 又は検査手続きが不透明なことが, 一種の非関税障壁となって相手国が貿易上の損害を被ることを指す。衛生植物検疫措置とは, 「最終製品の規格」「生産工程及び生産

方法」「試験、検査、認証及び承認の手続き」「検疫」「統計方法や危険性の評価方法」「食品の安全に直接関係する包装・ラベリングの表示要件」⁷⁾を指すが、重要なのは国際基準に従うか否かは WTO 各加盟国の独自の判断に委ねられており、強制ではないとしている点である。

第三は、国際的な基準の下で、調和のとれた衛生植物検疫措置をとることが望ましいが、科学的に正当な証拠（およびそのような理由で設けられた基準）があるならば、加盟国がすでに実施している（人、動植物の生命・健康を守るための）環境基準を変更する必要はないことである。

これは、例えば WTO 加盟国である当該国が国内に出回る食品に含まれる残留農薬の国内許容基準を、他の WTO 加盟国の国内基準よりも高水準（＝厳しい水準）に設定していても、それを科学的に証明することが可能であれば、国内許容基準を引き下げる必要がないことを意味している⁸⁾。

問題は、自国の文化や慣習など、いわゆる科学的根拠の不確かな理由で設けられた国内衛生基準が原因となって（WTO 加盟国間で）貿易紛争が発生した場合である⁹⁾。

第四は、国際的な基準、指針及び勧告は、コーデックス委員会（CODEX Alimentarius Commission）などの国際機関（NGO を含む）によって作成されたものが望ましいことである。「国際的な基準、指針及び勧告」とは、“食品の安全”についてはコーデックス委員会、“動物の健康及び人畜共通伝染病”については国際獣疫事務局、“植物の健康”については国際植物防疫条約事務局、が作成したものを指すとされる¹⁰⁾。特にコーデックス委員会は、国際的な食品衛生基準を定めることを目的として FAO と WHO（ともに国連の専門機関）の共同計画によって設けられた国際組織である。

このことは、WTO の環境問題に関わる環境衛生基準は、他の国際機関や国際協定が定めた既存の基準をそのまま援用することを意味している。

第五は、途上国が国際基準（上記）を遵守することが困難な場合には、他の WTO 加盟国の支援が望ましいことである¹¹⁾。

2) 環境から見た SPS 協定の特徴

SPS 協定は、全ての WTO 加盟国における人・動植物の生命・健康を保護するために必要な衛生植物検疫措置について取り決めたものである。

よって同協定は、自由無差別防疫を大前提とする GATT/WTO ルールの下にあることを除けば、いわゆる多角的環境協定（MEAs）の一つと考えられる。

9. TBT 協定の環境関連規定

1) TBT 協定の主旨

TBT 協定（貿易の技術的障害に関する協定）は、国際組織や WTO 各加盟国が独自に定めている（包装およびラベルを含む）強制規格および任意規格が、自由貿易の障害とならないようにするために設けられたルールである¹²⁾。

TBT 協定では、生産の効率化と国際貿易の拡大を図るために WTO 加盟国が設ける国際規格（international standards）・国際適合性評価手続（international conformity assessment system）、および自国産品（輸出品）の品質維持ならびに自国の環境保全のために設ける国内規格が、国際貿易の技術的障害となってはならないとしている。

また、WTO 加盟国間で国際規格が標準化されることによって、先進国から途上国向けの技術移転が容易になるとしている¹³⁾。

TBT 協定では、国際規格及び国内規格を、それぞれ強制規格（technical regulations）と任意規格（standards）¹⁴⁾の二つに大別し、原則的には国際規格を優先するとしている。国際適合性評価手続とは、当該産品が強制規格、または任意規格の要件を満たしているか否かを決定するための手続きを指している¹⁵⁾。（下記、前文参照）

TBT 協定の前文（抜粋）

ウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉に考慮を払い、1994年のガットの目的を達成することを希望し、国際規格及び国際適合性評価制度が生産の効率を改善し……、国際規格及び国際適合性評価制度の発展を奨励することを希望し、あわせて、……強制規格又は任意規格の適合性評価手続きが国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確認することを希望し、……、いかなる国も、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは、不当な差別の手段となるような態様で又は国際貿易に対する擬装した制限となるような態様で適用しないこと及びこの協定の規定に従うことを条件として、自国の輸出品の品質を確保するため、人、動物又は植物の生命又は健康を保護し若しくは環境の保全を図るため又は詐欺的な行為を防止するために必要であり、かつ、適当と認める水準の措置をとることを妨げられるべきでないことを認め、……、規格の国際的な標準化が先進国から開発途上国への技術移転に貢献することができることを認め、……、ここに、次のとおり協定する。

注：TBT 協定の第1条「一般規定」では、同協定の条文に使用される“規格”に関する諸用語の定義が、国際連合関連機関で用いられるものと同じであること、および、「政府調達」と「衛生植物検疫措置」¹⁶⁾は同協定の対象外分野とすることをあげている。

2) TBT 協定における環境の捉え方

TBT 協定の中で環境に関わる規定は第2条2.2および第5条5.4である。前者（第2条2.2）によれば、正当な目的（legitimate objectives）、すなわち国家の安全保障、詐欺的な行為の防止、人・動植物の生命・健康の保護、および環境保全を目的とするのであれば、内国民待遇原則に違反しない限り、当該国の強制規格（technical regulations）が貿易制限的であってもよいとされる。また、その際の貿易制限措置は、正当な目的を達成するために必要な水準を越えてはならないとされる。既に述べた SPS 協定の中にも同様の主旨を見ることができる。

例えば、WTO に加盟している当該国が自国民の生命・健康の保護を目的として、貿易制限的な「規格」を導入した場合、それが CODEX 基準と関係するものであれば、SPS 協定の対象となる。しかし「規格」が例えば ISO 基準に係わる（あるいは CODEX 基準と関係しない）場合は、TBT 協定の対象となるものと考えられる。

3) TBT 協定に関連ある環境関連国際機関

TBT 協定の条文には、環境関連機関として、ISO/IEC（国際標準化機構・国際電気標準会議）のみが記されている（参考：TBT 協定の附属書一、同附属書三）。

4) TBT 協定における技術移転

TBT 協定では、先進国から途上国への技術移転を二つの段階に分けている。

第一段階は、国際規格を導入するのに必要な技術ノウハウの移転である。TBT 協定では、これを“技術援助”（technical assistance）と呼んでいる。同協定の第11条（他の加盟国に対する技術援助）では、国際的な規格の導入につき途上国からの要請があったときには、加盟国あるいは国際標準化機関が、それに必要な技術援助を途上国に与えねばならないとされる。

第二段階は、国々の生産活動に必要な技術の移転である。同協定ではこれを“技術移転”（technology transfer）と呼んでいる。TBT 協定の前文では、規格を国際的に標準化することによって、先進国から途上国への技術移転が促進されているとしている¹⁷⁾。

5) 規格（standards）

(1) エコ・ラベリング（eco-labelling）

エコ・ラベリングは、我が国ではエコ・マークと呼ばれており、WTO 諸協定の中で、TBT 協定にのみ見られる。

TBT 協定によれば、WTO 加盟国がエコ・ラベリングを制度として導入する際には、透明性（transparency）の原則に従うとしている¹⁸⁾。

(2) エコ・ラベリングの適用範囲の問題

TBT協定のエコ・ラベリングは、工業製品および農産品を含むすべての産品を対象としているが(第1条1.3), 1996年8月のWTO貿易環境委員会(CTE)で、カナダから、エコ・ラベリングの適用範囲を、原料調達などの生産工程および生産方法の段階にまで拡大できる旨の意見が出された¹⁹⁾。いわゆる、ライフ・サイクル・アセスメント(Life-Cycle Assessment, 以下「LCA」)を巡る問題である。

先進国側はLCAの概念に基づいて、エコ・ラベリングの適用範囲を当該産品の川上段階(=原料段階や生産工程)まで拡大することに積極的であるのに対して、途上国側はこれに反対している。これに関わる問題は次の二点である。

第一は、LCAの概念に基づいて、当該産品の原料調達・流通・製造などのあらゆる段階をすべてエコ・ラベリングの適用範囲と定めることが現実的なのかどうかという問題、第二は、(上記に関連するが)自国内のエコ・ラベリングの適用範囲を、生産工程にまで広げることがTBT協定で取り決められれば、それ自体が先進国による「貿易の擬装的制限」に成りうるおそれがあるという問題である²⁰⁾。

10. TRIM協定の環境関連規定

TRIM協定(貿易に関連する投資措置に関する協定)は、投資措置(investment measures)²¹⁾が貿易に対してプラス・マイナスの両効果があることを踏まえ、自由貿易の拡大のために越境的な投資を促進することを目的としている。

同協定は全部で9つの条文と附属書1つからなり、環境関連の規定は見当たらない。

11. SCM協定の環境関連規定

1) SCM協定の概要

SCM協定(補助金及び相殺措置に関する協定)には前文がなく²²⁾、全文で32の条文と7つの附属書からなる。内容は、補助金の定義(第1条)、禁止される補助金(第3～4条)、相殺措置の対象となる補助金(第5条～7条)及び、相殺措置の対象とならない補助金(第8条～9条)、相殺措置(第10～23条)、などである。

2) 環境関連の規定

「環境」と直接に関連するのは、SCM協定第8条(相殺措置の対象とならない補助金の特定)の8.2(c)のみである。下記。

SCM 協定の環境関連規定

第8条「相殺措置の対象とならない補助金の特定」

8.2(c) 既存の施設(注)を、法令により課される新たな環境上の要件（企業に対して一層大きな制約及び財政的な負担をもたらすもの）に適合させることを促進するための援助。ただし、次のことを条件とする。

注「既存の施設」とは、新たな環境上の要件（environmental requirements）が課されたときに少なくとも二年間使用されている施設をいう。

(i) 援助が繰り返されることのない一回限りの措置であること。

(ii) 援助の額が新たな環境上の要件に適合するための費用の20パーセント以下に限定されていること。

(iii) 援助が当該援助を受けた投資に係る施設の更新又は操業に関する費用（企業がすべてを負担しなければならないもの）を負担するものではないこと。

(iv) 援助が、企業が計画する有害なもの及び汚染（nuisances and pollution）の削減に直接の関連を有し並びに当該削減の計画と均衡のとれたものであり、かつ製造の過程において節約することができる費用を負担するものではないこと。

(v) 援助が新たな設備²³⁾または生産工程を採用することができるすべての企業にとって利用可能なものであること。

注：下線は筆者。

3) 環境汚染産業への補助金

現在、大半の国々では、一方で石炭採掘業の様な環境汚染産業に対して補助金を交付し、逆にガソリンのようなエネルギー製品の利用者には課税している。つまり環境コストが外部化されている（すなわち環境コストが内部化されていない）ために、本来なら汚染者自らが支払うべきコストを、当該国や隣国の消費者などの非汚染者が、納税という形で負担しているのである。

このように環境コストが内部化されていない現状については、1980年代後半に、一部の WTO 加盟国（特に北欧諸国）から、WTO の原則に、「汚染者負担原則」あるいは「環境汚染コストの内部化原則」を組み込むべきであるという意見が出されている。しかし1997年現在、それらが WTO でルール化されるまでに至っていない。また OECD 諸国の間では既に汚染者負担原則が一般的原則となっているものの法的な拘束力はない。つまり、罰則規定がない。ただし、WTO では ISO 基準の採用を奨励していることから、「汚染者負担原則」は遠からず現状追認の形で実質的な WTO のルールとなる可能性がある（特に ISO 14000 シリーズでは、生産工程で環境が汚染されないシステムの構築・維持を「認承」の条件としている）²⁴⁾。

12. GATS 野環境関連規定

1) GATSの主旨

GATT時代(1948~94年)はモノ(goods)のみが当該貿易ルールの対象とされてきたが、金融、電気通信、労働、映画・放送などいわゆるサービスの国際取引が急速に拡大しているという現状から、WTO協定ではこれらを「サービスの貿易に関する一般協定」としてルール化している(同様の理由で、知的所有権もルール化されている)。

2) GATSの環境関連規定

GATS第14条(一般的例外)は、GATT第20条をモデルにしたものとされる²⁵⁾。GATS第14条に関わる最初の検討作業は、1990年のブラッセル会議におけるサービス協定草案を巡る交渉においてであった。当時の第14条草案では、同(a)項の内容は下記のようにかなり多岐に渡っていた。

(a) 国家安全保障、公衆の道徳の保護又は公の秩序、持続可能な発展および環境、人、動物又は植物の生命、又は、健康、文化的価値、その環境、データ(data)、社会的基盤あるいは輸送システムの保全、有限天然資源の保存、の維持のために必要な措置。

しかしその後、上記の「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」の部分は、GATS14条の(b)項として別に設けられ、「持続可能な発展、環境(environment)、社会的基盤あるいは輸送システムの保全、有限天然資源の保存(conservation of exhaustible resources)」は、全て削除されて、下線部のみがGATS第14条の(a)項となった。

GATSの環境関連規定

第14条：一般的例外

この協定のいかなる規定も、加盟国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件下にある国の間において恣意的(arbitrary)若しくは不当な差別(unjustifiable discrimination)の手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限(a disguised restriction)となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序(注)の維持のために必要な措置

(注) 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

…略

1991年になって一部の GATT 締約国から、自国の環境を保護する目的でウェーバー（義務免除）を適用できるよう GATS の中に明記してはどうか、という意見が出された。これに対して、他の GATT 締約国から、GATS 第14条の(b)項で十分カバーできるはずであり、ウェーバー規定を新たに設ける必要はないとの意見が出された。しかし、「環境」の概念の曖昧さはそのまま残ることになった⁽²⁶⁾。

ウルグアイ・ラウンド交渉の最終段階になって、(b)項「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」の中に、環境を保護するための措置も含まれること、およびその措置は自国内で実施されているものと同様とすることが GATT 締約国間で合意された。

こうして、自国の環境を保護するのが目的ならば、GATT/WTO 加盟国は内国民待遇原則の遵守を条件として外国のサービス提供者を差別しないサービス貿易制限的な措置を適用できるとする共通認識が出来上がったのである⁽²⁷⁾。

13. TRIPS 協定の環境関連規定

1) TRIPS 協定の主旨

TRIPS 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）の前文では、「私権（private rights）である知的所有権（intellectual property rights：IPRs）を保護するための国内措置が、自由貿易の障害要因とならないよう、新たな規則・規律の必要性を認める」としている。

2) TRIPS 協定と関連する国際機関

TRIPS 協定前文は、さらに WTO と WIPO、その他の関連国際機関との間の相互の協力関係を確立することを希望して、次のとおり協定する」としている。このことから TRIPS 協定と最も関係の深い国際機関は、WIPO（World Intellectual Property Organization：世界知的所有権機関）ということになる。

WIPO は1967年7月14日に創設され1970年に WIPO Convention として発効した。その母体は1883年に設けられたパリ条約（Paris Convention for the Protection of Industrial Property）、および1886年に設けられたベルヌ条約（Bern Convention for the Protection of Literary and Artistic Works）の二つである。

1893年にはこれら二つの条約の事務局が一体化され、さらに幾つかの国際条約を含む連合体として創設されて現在の WIPO となった。WIPO はその後、1974年に国連の一専門機関となっている。

WIPO の目的は、第一に国家間（あるいは他の国際機関）の協力を通じて知的財産権（＝知的所有権）の国際的な保護を促進すること、第二に、上記のパリ条約・ベルヌ条約などの知的財産権条約の調和を促進することの二つとされる。

知的財産権は、主に、発明、商標、工業デザインなどの「工業所有権」(intellectual property)、および著作、音楽作品、芸術作品、写真、オーディオ・ビジュアル作品などの「著作権」(copyright)の二つに分類される(前者はパリ条約、後者はベルヌ条約がカバーしている)。さらにWIPOでは、世界的な知的財産権の保護を促進するために、新しい国際条約を締結したり、途上国の法制度の改善などを支援しているとされる。

以上のことから、WIPOの主な役割は、第一に知的財産権に係わる国際的な基準(norm)の作成を支援すること、第二に特許・意匠・商標の国際登録を支援すること、第三に途上国向けに知的所有権に関する(特許情報や法制度などの)情報提供および研修を行うこと、の三つということになる。

3) TRIPS 協定の環境関連規定

TRIPS 協定は全部で73の条文から構成されている。その中で知的所有権そのものに関わる部分は、「一般規定及び基本原則 (general provisions and basic principles)」「著作権及び関連する権利 (copyright and related rights)」(第9～14条)「商標 (trade marks)」(15～21条)、「地理的表示 (protection of geographical indications)」(22～24条)、「意匠 (industrial designs)」(25～26条)、「特許 (patents)」(27～34条)、「集積回路の回路配置 (layout-designs of integrated circuits)」(35～38条)、「開示されない情報の保護 (protection of undisclosed information)」(39条)である。

特に環境と関連するのは、第8条(原則)、第27条(特許の対象)、39条(未公開情報の保護)の三つであり、中でも第27条の2項及び3項(b)が重要である。下記参照。

TRIPS 協定の環境関連規定

第27条 特許の対象

2 加盟国は、公の秩序または善良の風俗を守ること(人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。)を目的として、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に当該加盟国の国内法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行なわれたものでないことを条件とする。

3 加盟国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

- (a) 人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法
- (b) 微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的方法。ただし、加盟国は、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種 (plant varieties) の保護を定める。この(b)の規定は、世界貿易機関協定の効力発生の日から、四年後に検討されるものとする。

注：下線筆者。

4) セーフガードと環境

上記のように、TRIPS 協定の第27条2項によれば、WTO 加盟国が自国の（人や動植物の生命などを含む）環境上の利益を守るためならば、自国の特許対象から除外できるとされる²⁸⁾。

つまり TRIPS 協定に従えば、外国では既に特許として認められた技術（テクノロジー）であっても、当該国内の環境に悪影響を与えるおそれがあるなら当該国内での特許取得が不可能となるかもしれないのである。

5) パテント保護と環境保護の両立

一部の WTO 加盟国から、WTO 加盟国の民間企業が環境汚染型技術を企業内で使うことを禁止すべきか否かについて、TRIPS 協定には、何も示されていないという批判が出されたことがある。

例えば、1996年3月25～26日に行なわれた CTE 会合で、インド代表は「環境を汚染するタイプの技術が商業目的で用いられることを事前に禁止すべきか否か」、および「当該輸入品が、環境に重大な影響を与える技術を用いて生産されたものである場合、当該輸入国または第三国（いずれも WTO 加盟国）は、そのことを理由にノン・バイオレーション・ケースとして WTO に持ち込むことが出来るのか否か」、という（いずれも環境汚染を事前に防止する措置に係わる）二点につき TRIPS 協定に何も明記がないと述べた²⁹⁾。

これらは、貿易財としての“技術”が、環境に①「マイナス効果を与えるケース」、②「プラス効果を与えるケース」、③「無害なケース」の三つのいずれなのかを、貿易開始前に検討する必要があることを示唆している。

6) 技術の移転

GATT 時代においては、貿易ルールの対象分野が財（goods）に限定されていたが、WTO 時代になってからは、これに「サービス」及び「知的所有権」の分野が

新たに組み込まれ、前者は GATS、後者は TRIPS 協定が管轄することになった。TRIPS 協定は元々、先進国（特に米国）を中心に高まってきた知的所有権保護の必要性から生じたものと云われる。問題は TRIPS 協定によって、環境に無害あるいはプラス効果をもつ知的所有権すなわち技術（テクノロジー）の国際移転が促進されるか否かという点である。

途上国向けの環境関連の技術移転については、TRIPS 協定の第67条に見ることができる。それによれば、技術供与国である先進加盟国は、技術受け入れ国である開発途上加盟国あるいは後発開発途上加盟国へ「相互の合意した条件」に基づいて、技術協力および資金協力を行うとされている（下記）。

つまり TRIPS 協定によると、途上国側から技術移転の要請があっても、技術供与国である当該先進国が合意できない条件であれば、先進国には技術移転の義務がないということである³⁰⁾。

同様の技術移転ルールは、他の幾つかの多角的環境協定（MEAs）の中にも見ることができる。主要なものとして「生物多様性条約」の第16条1～5項、および「モントリオール議定書」の第10条A、の二つがある（下記）。いずれも、環境の維持・保全に必要な（バイオテクノロジーを含む）技術を先進国が開発途上国へ移転するよう規定している。

「TRIPS 協定」の技術移転

第67条 技術協力

この協定の実施を促進するため、先進加盟国は、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国のために、要請に応じ、かつ相互に合意した条件により、技術協力および資金協力を提供する。その協力には、知的所有権の保護及び行使並びにその濫用の防止に関する法令の準備についての支援並びにこれらの事項に関連する国内の事務所及び機関の設立又は強化についての支援（人材の要請を含む）を含む。

「生物の多様性に関する条約」の技術移転

第16条 技術の取得の機会及び移転

1

締約国は、技術にはバイオテクノロジーを含むこと並びに締約国間の技術の取得の機会の提供及び移転がこの条約の目的を達成するための不可欠の要素であることを認識し、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある技術又は環境に著しく損害を与えることなく遺伝資源を利用する技術について、他の締約国

に対する取得の機会及び移転をこの条の規定に従って行い又はより円滑なものにすることを約束する。

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の技術移転

第10条 A 技術移転

締約国は、次のことを確保するために、資金供与の制度によって支援される計画に合致した全ての実行可能な措置を取るものとする。

- (a) 最も有効で環境上安全な代替品および関連技術を第5条1の規定の適用を受ける締約国に対し速やかに移転すること。
- (b) (a)の移転が公平で最も有利な条件の下で行なわれること。

注：上記の第5条1の適用を受ける締約国とは、「開発途上国である締約国」のことを指す。

7) TRIPS 協定における途上国向け技術移転と資金援助

ウルグアイ・ラウンドの知的所有権と遺伝子資源との係わりを巡る交渉で、途上国側は、次の三つのタイプのアクセス権を要求したと云われる³¹⁾。

第一に、途上国の国家主権に係わる「遺伝子資源へのアクセス」、第二に途上国内の遺伝子資源を保護するために必要な「技術（バイオテクノロジーを含む）へのアクセス」、第三にバイオテクノロジー開発において、先進国が途上国の領土内で発見された遺伝子を用いて得たところの「利益へのアクセス」、の三つである。

要するに、途上国は自らに遺伝子資源の研究・開発に十分な情報や技術がない場合には、先進国側の協力を求めざるを得ないが、遺伝子資源の利用から得られる利益は先進国側と共有できるよう要求するという主旨である。

技術移転に関するこのような途上国側の主張に対して、先進国側は、生物多様生条約³²⁾の中に技術移転の規定を設けるのは避けたいと考えていたようである³³⁾。

8) 知的所有権と環境保護

ウルグアイラウンドにおける多くの途上国の関心は、TRIPS 協定などにより知的所有権の保護が強化されると、途上国の経済発展が先進国の技術開発力に左右されるのではないかという点であった³⁴⁾。

技術（テクノロジー）と環境保全の関係を検討する場合には、技術が環境保全に貢献するか否かの二者択一的な見方をすることが多い一方、環境そのものが技術に与える影響も無視できない。さらに技術そのものの中には、コピーが容易なものと、困難なものがある³⁵⁾。後者（＝コピーが困難な技術）の国際ルールは必要かもしれない

が、前者（＝コピーが容易な技術）の国際ルール化が、地球規模で行うべき環境保全にどのような効果があるかについては、ウルグアイラウンドでほとんど論議されないまま、WTO創設に至っている。

14. 結びにかえて

以上のように、WTOの諸協定は、環境の維持・保全にかかわるルールを数多く含んでおり、最早、環境を犠牲にした自由貿易の維持・拡大は有り得ないことを示唆しているのである。

しかしながら、例えば越境レベルの原因が不明な環境問題に直面したWTO加盟国が、自国の環境悪化を防ぐためにやむなく実施した貿易制限的な措置によって、相手国に貿易上の損失を与えてしまう場合には、相手国との自由貿易による環境悪化の科学的根拠が示されない限り、WTO違反となる可能性がある。これでは、環境よりも貿易を優先することになる。

他方、GATT時代と違って、WTOでは自由・無差別原則を前提としながら（工業品、農産物、サービス、知的所有権など）様々な分野において、国際的な規格や基準の導入を奨励しているが、その際、環境に関わるものは、ISOやWIPOおよびUPOVのような既存の国際基準・規格を用いることとしている。このことは、WTOの環境関連ルールが、他の国際機関や多角的環境協定（MEAs）に大きく依存することを前提にして構成されたものであることを示唆している。

注

- 1) 約130あるMEAsのうち、有害廃棄物の越境移動を規制するバーゼル条約など約20のMEAsが貿易に関わる規定を設けている。WTO（1996）“WT/CTE/1” .pp2-3. & WTO（13 Oct. 1994）“PC/SCTE/3”.
- 2) 環境関連貿易紛争には、主に「WTO加盟国間」、「WTO非加盟国間」、「WTO加盟国と非加盟国間」の三つのタイプがある。
- 3) WTO（12 Nov. 1996）“WT/CTE/1” .p5 .para2.
- 4) WTO（12 Nov. 1996）“WT/CTE/1” .p37.
- 5) 同附属書二「国内助成」（削減に関する約束の対象からの除外の根拠）
- 6) これは、明確に定められた政府の環境・保全の施策（program）に関する規定であり、当該施策の条件を満たしている場合には、環境に係る施策の下での支払い（payments under environmental programs）を受けることが可能とされる。ただしその支払い額は、政府の施策に従うのに必要とされる追加的費用または収入の喪失に限定される。
- 7) SPS協定の附属書A参照。
- 8) SPS協定の第3条&5条参照。

- 9) 1980年代後半、牛に投与された成長ホルモン剤が人体に有害か否かを巡って、EUと米国の間で貿易紛争が発生している。
- 10) SPS協定の附属書Aの3参照。
- 11) 当該貿易上の財・サービスが国際環境基準に合致していても、輸入国内の環境にマイナス効果があると立証できる場合には、輸入国側は当該貿易を制限できるはずである。
- 12) BISD 40S/87.
- 13) TBT協定前文参照。
- 14) TBT協定の本文では、“standards”を「任意規格」の意味で用いているが、WTO環境貿易委員会（CTE）の資料では明確にこれを“voluntary standards”（任意規格）としている。WTO（12 Nov. 1996）“WT/CTE/1” p15.
- 15) TBT協定、附属書一。
- 16) TBT協定の適用対象とならない衛生植物検疫措置が、どのようなものを指しているかについては、WTOのSPS協定（衛生植物検疫措置に関する協定）の附属書Aに明記されている。ここでは、“CODEX Alimentarius Commission”（コーデックス委員会）の作成した食品安全衛生基準は、食品添加物、残留農薬、汚染物質、分析・サンプリング方法にまで及ぶことが明記されている。つまり、国内の食品衛生基準について、WTO加盟国は、TBT協定ではなく、SPS協定の下でCODEX基準に合わせることになる。なお、SPS協定の前文にも、WTO加盟国はコーデックス委員会の作成した国際基準に合わせることが望ましい旨、明記されている。
- 17) 本文にある技術援助と技術移転の関係を示せば、「WTO加盟国間における標準化の促進→標準化に必要な技術援助→技術移転の促進」である。
- 18) *Trade and Environment Bulletin* PRESS/TE/008, 29 April 1996
- 19) *Trade and Environment Bulletin* PRESS/TE/011, 9 August 1996
- 20) 環境の保全・維持を理由にして、エコラベリングの適用範囲を、製品の原料調達先・原料調達方法・生産工程にまで広げることは、新たな生産コストの増大要因となる。先進国向け輸出を行う途上国にとって、これは先進国側による非関税障壁となりうる。
- 21) TRIM協定では、貿易関連の投資措置を「TRIMs」または「TRIM」と表記している。TRIM協定の第1条を参照。
- 22) 「加盟国は、ここに、次のとおり協定する。」とあるのみである。
- 23) 「新たな設備」には、貯蔵・保管施設など、いわゆる「サービス」に対する補助も含むと解される。
- 24) TBT協定の前文に「国際規格及び国際適合性評価制度の発展を奨励する」とある。
- 25) GATS第14条(b)の内容は、GATT第20条(b)とまったく同一である。WTO（12 Nov. 1996）“WT/CTE/1” p36. & WTO（8 June 1995）“WT/CTE/W/9”.

- 26) 内国民待遇原則。
- 27) 一部の国から、自国の景観 (landscape) を維持する場合などを含めて、第14条(b)項だけでは環境問題を全てカバーできないという意見が出された。1994年4月のマラケッシュ閣僚会議での、サービスおよび環境に関する閣僚決定に基づいて、「貿易と環境に関する委員会」の設置が決定され、以後、問題は同委員会の下でおこなわれることとされた。WTO (8 June 1995) “WT/CTE/W/9”
- 28) WTO (8 June 1995) “WT/CTE/W/8”
- 29) 1996年3月25日～26日に行なわれるCTE会合で、インド代表から出された意見である。“WT/CTE/M/8”, para. 40 (31 May 1996)
- 30) WTO (31 May 1996) “WT/CTE/M/8”, para. 50
- 31) WTO (8 June 1995) “WT/CTE/W/8” para. 16
- 32) 生物多様性条約の第16条（技術の取得の機会および移転）では、生物の多様性の維持保全に係わりある（バイオテクノロジーを含む）技術が、締約国間で自由にアクセス又は移転可能であるべき旨を明記してはいる。
- 33) WTO (8 June 1995) “WT/CTE/W/8” para. 17
- 34) 1996年3月に行なわれたCTE会合で、インド代表は、TRIPS協定には先進国の政府あるいは国際機関が民間保有の知的所有権を途上国へ移転することを妨げるような規定は設けられないはずだとして、先進国の利益優先的な考え方に注意を促している。WTO (31 May 1996) “WT/CTE/M/8”, para. 39
- 35) WTO (31 May 1996) “WT/CTE/M/8”, para. 43, & WTO (1 May 1996) “PRESS/TE009”。